

会 議 録

- 1 会議の名称 令和7年 第6回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和7年11月4日(火) 午後3時00分から
午後3時30分まで
- 3 開催場所 川根本町総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 八木 洋子、松下 陽子、森下 正章
教育長 石原 一則
 - (2) 執行機関 (事務局) 教育総務課長 柴 亨
社会教育課長 向島 裕人
教育総務課管理主事 太田 由喜
教育総務課指導主事 守谷 洋紀
 - (3) その他 なし
- 5 議 題
 - 議案第33号 川根本町本川根 B&G 海洋センター条例の一部改正について
 - 議案第34号 川根本町文化会館条例の一部改正について
 - 議案第35号 川根本町資料館条例の一部改正について
(追加議案)
 - 議案第37号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
 - 議案第38号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について
 - 議案第39号 川根本町社会教育委員の委嘱について
 - 議案第40号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について
- 6 会議資料の名称 議案第33号～議案第40号
- 7 発言の内容

教育長 前回の会議録について、松下委員、八木委員の承認を求めます。
前回の会議録について承認し、署名することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

【教育長あいさつ】

教育長 本日は大変お忙しい中、令和7年第6回教育委員会にご出席いただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【議 事】

教育長 ただ今の出席者は4名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。

よって、令和7年第6回 川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。

議事日程はお手元に配布のとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第33号 川根本町本川根 B&G 海洋センター条例の一部改正について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第33号 川根本町本川根 B & G 海洋センター条例の一部改正について、提案理由を説明します。議案1ページ、資料1ページからご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町本川根 B & G 海洋センター条例の一部改正は、令和7年度当初予算において予約システムを導入するにあたり、条例の見直しを検討している際、システム導入以外の場所に改正が必要な案件が見つかり、その改正をお願いしたく上程するものです。

具体的には、資料1ページ別表条例第7条関係プールの備考中現在はプールで団体の受付はしていないことから「○団体(20人以上)は、7日前までに申し込むこと。」を「削除」し、備考のミーティングルームの次に、「体育館シューズ」を追加し、町内、町外とも「100円」の使用料を徴収するように改正し、次に「SUP・カヌー」を追加し、使用料を「町内2,500円」、「町外5,000」円とし、備考において「貸出し時間を9時から16時」にしたいというものです。

今回の教育委員会で諮り、承認を得られたのち川根本町社会教育施設運営委員会にもはかり、議会に上程したいと考えております。

以上、議案第33号、川根本町本川根 B & G 海洋センター条例の一部改正について、説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第33号 川根本町本川根 B&G 海洋センター条例の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議会第34号 川根本町文化会館条例の一部改正について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第34号 川根本町文化会館条例の一部改正について、提案理由を説明します。

議案 2 ページ、資料 4 ページからご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町文化会館条例改正は、令和 7 年度当初予算において予約システムを導入するにあたり、条例に一部改正の必要が生じたため今回上程させていただきました。

内容は、システム導入により第11条「使用許可書の交付を受けたときに成立する。」の後に「ただし、施設予約システムにより使用許可を受けた場合はこの限りではない。」を追加することにより、システムによる申し込みが可能となります。

また、条例の見直しを検討している際、B & G 海洋センター条例の一部改正同様に、条例のシステム導入以外の場所に一部改正が必要な案件がみつき、その改正をお願いしたく上程するものです。

具体的には、条例第10条別表 1 の「第 2 研修室」を削除し、「第 2 和室 (2 階)」のあとに「第 3 和室 (2 階)」を追加、基本使用料も午前 300 円・午後 400 円・夜間 600 円・全日 1,200 円をそれぞれ追加するもので、この改正は現状の部屋の利用に即した内容での条例を改正するものです。

次に備品関係となります。条例第10条別表 2 のホール舞台設備の平台の次に「箱馬」を追加し、金額は「50 円」とし、長机の次行の「いす」を「折りいす」に改正し、音響反射板の次に「ポータブルステージ」を追加し、金額は「500 円」とし、ホール照明設備のフットライトの金額が空欄となっている部分を「150 円」に改め、ホール視聴覚設備の映写機の次に「プロジェクター」を追加し、金額は「1,000 円」とし、次の「スライド」を削除し、研修室視聴覚設備の「ビデオレコーダー」を「ビデオカセットレコーダー」に改正し、次行に「ビデオプロジェクター」を追加し、金額は「1,000 円」とし、次行の「スクリーン」を「ポータブルスクリーン」に改正し、次行の「映写機」、次行の「スライド映写機」、「オーバーヘッドプロジェクター」の金額及び備考も併せて削除し、次の「放送設備」を「ポ

ータブル放送設備」に改正し、その他の「ポータブル放送設備」を金額と併せて削除し、カッティングマシンの後に「トランシーバ」を追加し金額を50円とし、次行に「大判印刷」を追加し金額を1,000円に改めるものです。

なお、システム改修以外の条例改正についてはB&G海洋センター条例同様に今回の教育委員会で諮り、承認を得られたのち川根本町社会教育施設運営委員会にも諮り、議会に上程したいと考えております。

以上、議案第34号、川根本町文化会館条例の一部改正について、説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありますか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第34号 川根本町文化会館条例の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議会第35号 川根本町資料館条例の一部改正について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第35号 川根本町資料館条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

詳細は議案3ページ、資料11ページからご覧ください。

今回ご審議いただく川根本町資料館では、来館者用の大型バス駐車スペースを4台分確保しております。現状では、アプト式鉄道接岨峡温泉駅の利用客の送迎のため、旅行会社から一時的な駐車スペースの利用が求められております。

観光面での理解は得られるものの、資料館としては来館者用の駐車場として施設利用者が支障をきたさないよう、送迎目的の駐車をお断りしている状況です。しかし、旅行会社の中には運転手のみ施設利用料を支払い、トイレの使用だけを目的としたケースが増加しています。また、駐車をお断られたことから、本来の待機スペースである長島公園ではなく資料館前の道路に路上駐車をする事例も見られ、地元住民からの苦情も寄せられております。これらは事故の原因にもなりかねません。

そこで、地元住民および施設利用者の安全を確保するため、条例を一部改正し、大型バスや乗用車については有料とし、施設利用者には減免措置を適用する改正を行いたいと考えております。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。

よって、議案第35号 川根本町資料館条例の一部改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、追加議案、議案第37号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第37号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について、提案理由の説明を申し上げます。

追加議案1ページ、協議会資料12ページからご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町学校給食共同調理場運営委員会は、川根本町学校給食共同調理場条例第4条にその設置を定めており、共同調理場の運営に関する事項等について審議する機関とされ、12人以内の町教育委員会が委嘱した委員により構成するとされております。

委員選出については、川根本町学校給食共同調理場条例施行規則第4条において、町議会の議員、教育委員、町立学校の学校長、町立学校の、保護者の代表及び学識経験のある者とされております。

また、委員の任期は、保護者の代表及び学識経験のある者は2年、それ以外の委員は、その職の在任期間とされております。今回、ご承認をお願いする委員につきましては、町議会議員として町議会からご推薦いただいた、野崎郁徳氏で、令和7年10月16日に議会から選出されたことにより承認をお願いするものであります。

以上、議案第37号、川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することで御異議ありませんか？

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 川根本町学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり委嘱することといたしました。

教育長 次に、議案第38号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第38号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について、提案理由の説明を申し上げます。

追加議案の2ページ及び協議会資料14ページからご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町若者交流センター運営委員会委員は、川根本町若者交流センター条例第17条及び川根本町若者交流センター条例施行規則第11条の規定に基づいて運営委員会を設置し、今後の施設のより効率的、効果的な運営方法についての協議を進めていくことを目的としたものです。

委員の選出については、川根本町若者交流センター運営委員会規則第3条において規定されており、各分野における方々となります。

また、委員の任期は2年間ですが、補欠の委員が選任された場合には、前任者の残任期間となります。

今回は、本委員会の委員のうち、町議会議員として町議会からご推薦いただいた、議会第2常任委員会委員長の、佐々木直也氏で、令和7年10月16日に議会から選出されたことにより承認をお願いするものであります。

併せて、学識経験者として現在舎監業務を担当している西田稔氏を委員として承認いただきたく、よろしく願いいたします。

以上、議案第38号、川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱について、説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することで御異議ありませんか？

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号 川根本町若者交流センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり委嘱することといたしました。

次に、議案第39号 川根本町社会教育委員の委嘱について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第39号 川根本町社会教育委員の委嘱について、提案理由を説明します。

追加議案3ページ、協議会資料17ページからをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町社会教育委員は、町議会議員の構成が改正され、社会教育委員に新たな議員が選出されたことに伴うもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、社会教育委員の承認をお願いするものです。

委員委嘱の基準等は、川根本町社会教育条例第8条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱するとなっております。

第11条において任期は2年、任期中途で退任した委員に替わって委嘱を受けた委員の任期は、その前任者の残任期間とされています。

委員については、町議会からご推薦いただいた、爾見淳芳氏で、議会から推薦されたことにより承認をお願いするものであります。

なお、委員の任期は前任者の残任期間となり令和9年3月31日までとなります。

以上、議案第39号、川根本町社会教育委員の承認について説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり委嘱することで御異議ありませんか？」

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第39号 川根本町社会教育委員の委嘱については、原案のとおり委嘱することといたしました。」

教育長 次に、議案第40号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。」

事務局 議案第40号 社会教育施設運営委員会委員の承認について、提案理由を説明します。

追加議案4ページ、協議会資料22ページからをご覧ください。

今回、ご審議いただく川根本町社会教育施設運営委員会委員は、町議会議員選挙執行に伴い町議会議員の構成が改正され、社会教育施設運営委員会委員に新たな議員が選出されたことに伴うもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号に基づく、川根本町教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、社会教育施設運営委員会委員の承認をお願いするものです。

社会教育施設運営委員会委員の所掌事項は、川根本町社会教育施設運営委員会規則（平成19年教育委員会規則第4号）第2条各号に社会教育施設の適正かつ円滑な運営を図るため、川根本町教育委員会の諮問等に応じ、調査及び審議する機関とされ、委員の選出については第3条において、12人以内をもって構成し、委員は町議会の議員、学識経験者、学校の代表者、公共的団体等の代表者及びその他教育委員会が必要と認める者となっております。

また、第4条において任期は2年、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とされています。

今回、ご承認をお願いする委員につきましては、町議会議員として町議会からご推薦頂いた石山喜美夫氏で、令和7年10月23日に議会から推薦されたことにより承認をお願いするものであります。

なお、委員の任期は前任者の残任期間となります。町議会議員の任期が10月15日までですので、令和7年10月16日から令和9年3月31日までとなります。

以上、議案第40号、川根本町社会教育施設運営委員会委員の承認について、説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり委嘱することで御異議ありませんか？

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第40号 川根本町社会教育施設運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり委嘱することといたしました。

8 閉 会

教育長 本日の日程は終了いたしました。
以上をもちまして、令和7年第6回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 石原 一則

委 員 八木 洋子

委 員 松下 陽子

委 員 森下 正章